

# 「福祉サービスって何？」

## 対象者（利用できる人）

1) 療育手帳・身障手帳・精神手帳をお持ちの方  
 2) または 医師の診断書または意見書

## サービス名と内容（よく利用されるものをあげています。詳しくはご相談ください）

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にヘルパーさんが出向き入浴・排せつ・食事などのお手伝いをします。必要に応じ通院時の付き添いもできます。
短期入所（ショートステイ）	自宅でお世話しているかたが病気等なんらかの理由で出来ないとき、短期間施設で泊まりの介護が受けられるサービスです。
児童発達支援	施設に通って、生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けるサービスです。
放課後等デイサービス	適応訓練などを受けるサービスです。

移動支援事業（ガイドヘルプ）	外出時の移動をお手伝いするサービスです。移動にかかる実費（運賃など）は自己負担となります。
日中一時支援事業	宿泊のないあずかりサービスです。
日常生活用具の給付事業	自立した日常生活を支援する用具（紙おむつや吸引器など）の給付をする事業です。給付条件があります。

## その他

補装具費の支給	車いす、装具などの購入費または修理費が支給されます。給付条件があります。
福祉タクシー	タクシー利用券の交付です。給付条件があります。

- 1) 身障手帳……身体障がい者手帳  
 2) 精神手帳……精神障がい者保健福祉手帳

